

文部委員会議録 第十号

衆議院、文部委員会

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)
午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右二門君 理事佐藤
理事若林 義孝君 理事小林 信一君
理事松本 七郎君

柏原 義朗君 甲木 保君
鹿野 彦吉君 坂田 道太君
高木 章君 東井三代次君
飛島 繁君 圓谷 光衛君
平島 良一君 笹森 順造君
渡部 義通君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 犀君
文部事務官(大臣) 篠原 義雄君
官房事務課長
文部事務官(初等
中等教育局長) 辻田 力君
文部事務官(大
学) 稲田 清助君
文部事務官(大
学) 篠原 義雄君
委員外の出席者

専門員 石井 峰君

三月二十三日

委員圓谷光衛君辞任につき、その補
欠として河野謙三君が議長の指名で
委員に選任された。

同月二十四日

委員河野謙三君辞任につき、その補
欠として圓谷光衛君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の会議に付した事件

宗教法人法案(内閣提出第五一号)
市町村立学校職員給与負担法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一〇)

五号)

○長野委員長 これより会議を開きます。

宗教法人法案を議題とし、討論に付します。若林義孝君。

○若林委員 私はただいま議題となつております宗教法人法案に対しまして、自由党を代表して、賛成の意見を申述べたいと存するのであります。

本法案は、御存じのことく、終戦後間もなく出されましたボルトによる宗教

法人令によつてかわるところのものであります。この法案の成立を待望すること久しきにわたるものがあるのです。

早々の際に公布せられました宗教法人令なるものは、幾多の欠陥を有してお

りまして、宗教界においては、つと

にこの法案の成立を待望すること久し

にわざるものがいるのです。

しかし、この間に公表せられた宗教法人

令なるものは、幾多の欠陥を有してお

りまして、宗教界においては、つと

にこの法案の成立を待望すること久し

にわざるものがいるのです。

しかし、この間に公表せられた宗教法人

万やむを得ざる最大公約数の要求を入れたものであるといふことが、大体の公述人の賛成するときに述べられました意見であり、宗教団体の意見といたしましては、一日もこの成立の早からんことを留んでおるという意見であります。わが自由党といつたのであります。わが自由党といつたとしても、この意味におきまして、この法案が溝瀬一一致公決せられ、この宗教法人法にのつとつて宗教が伸び／＼と伸びて行く、また国民全体が宗教尊重の機運を心の中に織り込んで行く新たな契機となることを希求してやまざるところのものであります。こういう意味におきまして、わが自由党としてはこの法案に賛成をする次第であります。

宗教団体にあらざるものに認証を与え
に未解決の論争を残すこととなり、かつ
つ本法の運用上幾多の難問題にあうこと
とが予想されであります。本法は、
しかるに宗教に対する認識と理解と
は、大臣と知事と、おの／＼人を異にす
ることによつて、決して同一ではありません。
従つてその結果において、お
ののの判断と取扱い上、不同は免れ
ぬという欠陥を生ずる公算が出て来る
のであります。また所轄庁を都道府県
知事と文部大臣としておりますが、
文部大臣には、諮問機関として審議会
を置いてありますが、都道府県知事に
審議会を置かざるは、認証上ます／＼
各地まち／＼となり得る公算を大にい
たし、全体の権衡を失し、時には自家
撞着の弊に陥ることあるべきを憂えら
れるのであります。ゆえに、本法が成
立した後において、認証せられたもの
が、その不適当なりし理由をもつて、
後に至つて認証が取消されるような事
態が頻発せぬよう、政府はあらかじ
め十分の注意を払わなければならぬと
思ひます。かつ社会の安寧福祉に反
し、罰則を科せられるがこときものを
認証せざる用意を、事前より持つべき
であります。

た審議会であるとかいうものの人間いかんによつてきまることあります。が、この認証制度が悪用されることないことを、われくは望むであります。

しかし問題は宗教の問題でござりますから、この法律によつて宗教法人取扱いが規定されましても、結局は教の健全なる発達に対して、政府が「本的にもつと力を入れなければならぬ」ということを強調したいのであります。ただ形式的な運営ということよりも、結局は国民の幸福ということよりついた宗教なのでありますから、尚な精神的な修養と「うようなことを、けでは、だめである。この必要を満すためには、やはり物質的な生活の安定という裏づけがなければ、健全な教の発達はできない」ということを、われわれは強調したいであります。争中から戦後にかけて、いろいろな新興宗教が興つております。これいずれも国民の幸福を念願として興たということが強調されておりまし、おそらくそうでありましよ。かし、そのために多くの人々がいか不幸な目にあつたか、このことを考ますると、ただ宗教法人をどうするいうようなことよりも、宗教の根本あるところの国民の生活といふもを、政府はもつと真剣に考慮していかなければ、この法の健全な正し運営ということは、私は不可能に陥であろうと思うのであります。このことを私は強くここで希望意見として申述べまして、本案に賛成するものであります。

○通部委員 共産党は、遺憾ながらこの法案に反対であります。本法案は、信教の自由と政教分離という建前に立つて、宗教の正常な発達を期待するところの建前に反対するのではありません。もちろん、われくが反対しなければならぬ理由は、簡単に申し上げると、第一に、この法案によつて宗教団体が不公平な待遇を受けるような規定があると、いうことであります。たとえば、宗教団体が法人としての資格を取得する基本的な条件の一つとして、礼拝の施設等を持つということがあげられておりまますが、しかし礼拝の施設を現に持つておらない、あるいは礼拝の施設等を持つことを必要としないばかりでなく現に持たないことを原則とするような宗教宗派も多々あるのであります。このようないくつかの宗教は、この法案によつては、法的な保護を受ける範囲外に置かれるといふ点で、不公平な待遇を受けられるということにならざるを得ないわけであります。

系の教派によりまして、いわゆる天主國という治外法権的な存在のために非常に手をやいたという経験を、日本においても再現しないと保証されないばかりでなく、その危険性は、現在の情勢のもとでは、当然あり得るということが考えられなければならぬと思います。

ことに宗教人にとって警戒しなければならないことは、この法案の中に非は、宗教の統制ないし干渉、つまり政治による宗教への関与を憂えしめるような条項が多々あるということになります。たとえば認証者が文部大臣であるということではありますが、天野文部大臣は、公平に適当な審査委員会を選任し、事実上これに従うのだからそういう危険性はないと言われましたが、笙森氏及び松本氏が言われましたように、将来大臣がかわつたような場合には、その大臣の意図や行動を規定するのは、文部大臣の公約ではないのであります。それは明らかにこの法文自体であるということを、われくは銘記しなければならぬわけであります。

さらに重大なることは、八十一條の一ないし二号であります。ここには公共の福祉を害し、あるいは宗教団体としての目的を逸脱する行為があつたものは、裁判所によつて解散命令を出されるということが規定されておりまします。もちろんわれくは、人心を惑乱し、あるいは人倫を破り、さらに宗教の名のもとに私利私欲を追求しておるような淫禪邪教的な存在については、これを十分に取締るべきものであると考えております。しかしながら、公共の利益を害するとか、あるいは宗教の目的から逸脱する行為であるというこ

との認定は、一体だれがするのか。この場合、天野文部大臣は、これは民主的な国家では、政府がするのが当然であるということを言われました。これは文部大臣の言葉だけではなくて、現在に将来このように行われるでありますから、政府の基本的な政策や、政府の見解に反するような宗教団体の活動は、許されないと、結果にならざるを得ません。この点、最も宗教人として警戒しなければならないことがあります。宗教にとりましては、その性格からいつて、個人の心の問題、個々人の安心立命ということだけが関心事であるわけではありません。人類の救済が、宗教の本来的な使命とされているわけであります。その結果、宗教的な精神は、ときとして、しばく時の政府の基本的な政策にも反し、その予期にも反し、これに抵抗し、あるいはこれを越えて力強い社会的な活動をしなければならぬ場合があるのですので、また世界の歴史は、古今を通じて、時の政府のはげしい干渉や弾圧のもので、しかもその精神とその使命とを貫くために、非常におびただしい清い血を流したということを示しております。もし宗教が、時の権力や政策の前に……。

場合には、宗教そのものはすでに死滅するのであります。現在世界の人類にとつて一番重大な問題は、人類の破滅的な危機をもたらすような戦争の危険におびえているということであり、従つて真剣に平和を求めているということであります。だから、日本人にとりましては、今日のような植民地状態から日本人が解放され、日本人が戦争に巻き込まれることのないようになると、非常に強い意願を持つておるのであります。こういう平和を愛し、日本の独立を希望し、独立した日本の発展を希望するというこの民族的な意願といふものは、日本の宗教界にも反映しないわけには行きません。現にそれは反映しております。そうして、たとえばミッション離脱問題のように、民族自立、民族独立の建前から、日本の宗教界のある派が、外国の宗派の干渉から離脱しようという真剣な動きが今日起つております。また平和を求め、日本との独立を全うするためには、全面講和と再軍備反対をしなければならないという宗教界の動きも、キリスト教、仏教その他の宗教界に、非常に力強いものとして起つております。こういう情勢は、今後の時局の急転に従つて、ます／＼強くなるということが、私たちに予想されるのであります。もしも宗教が、時の政府の基本的な政策や希望に従わなければ存在を許されない、その活動を許されないというようなことが、法案の中にみじんでもあるとするならば、そういうふうな現在の日本の宗教界に起つておる宗教の動きといふものは、実質上、日本の政府あるいは日本を植民地のような状態に置いて日本を支配して行こう、日本人を戦争の

中に巻き込んで行こう。というような希望を持つておる外国の政策とは、決して一致しないのであります。しかし、先ほど申ましたように、宗教的な精神が、もともと政府や外國の政策のために左右され、その活動を鎮圧されるということになると屈服してしまうならば、これは宗教としては、もはやその生命を生うわけであります。

私はここに一つの本を持つております。これはナチス・ドイツの占領下にゆけるフランスの、フランスを愛した殉難者たちの絶筆を集めたものであります。この中に私は一人のりっぱな宗教青年の絶筆を見るのであります。この中に十七の青年が、ナチス・ドイツの手先であるフランス政府のために銃殺されようとするときに、こう言つておる。私はフランスが生きるために死んで行く。そうしてきょうも私は墓壙に心からの祈りをささげていると言つて、十七の青年が死んで行きました。こういう精神こそ、宗教の正しいあり方であり、宗教精神の徹底であるわけであります。こういふものが失われる憂いがあるような条項が、この法案の中に含まれておるとすれば、私はこれは宗教にとって死命を制することになることを憂えますので、私はこの法案に賛成するわけには行かないのです。

るかと存じますから、速記録を調査の上、委員長において適当に善処したいと思います。

○渡部委員 委員長の御配慮はわかりますけれども、これは日本で、たとえば大森とか横浜とか北海道において、現実に起きている問題でありまして、その事實を申し上げたわけであります。

○長野委員長 御趣旨はわかりました
が、なるべく穩健をたつとふ意味から、渡部君の御意見も聞きつつ善処したいと思います。

浦口君。

○浦口委員 公正俱楽部といたしましては、この法案に対して、簡単に希望意見を付しまして賛成をいたしました。

この法案が、宗教の本質に触れていないことの何か物足りなさというものは、その審議の過程において、各委員からしばしく質疑の形において述べられておることであります。もちろん、宗教の定義を決定するがなかなか容易でないということは、了承いたしました。しかし少くとも、宗教が人間の魂のあり方を決するものであり、この法案の条文に明記された国民の教化育成という文字が意味する内容からいたしましても、将来に時をかして、自由で、しかも慎重に徹底論議、結論が得られないなければならぬと思うものであります。また神社神道を一般宗教と同一に扱うかどうかということも、日本民族性に立脚した正しい意味の愛國心と闘争の実際取扱いに対してはあくまで慎重、公正を期して、いやしくも社会の

疑惑、絶済を采さないこと、なお認証された宗教団体の活動は、營利本位に流れるような弊害のないよう、この法律の適正な運営が必要と思ひます。

右の理由に基きまして、今後の日本において、眞に正しい宗教が育成されるための一環階としての、この法案の一歩前進的意義を認めまして、賛成をいたす次第であります。

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。賛成の諸君の起立

をお報告及び報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○長野委員長 起立多數。よつて本案は政府原案の通り可決せられました。

なお報告及び報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○長野委員長 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とし、討論に付します。

〔討論の必要なし」と呼ぶ者あり〕

○長野委員長 本案に対する討論は、省略するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は省略せられました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総旨起立〕

○長野委員長 起立総員。よつて原案の通り可決せられました。

なお報告及び報告書について、委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕
宗教法人法案(内閣提出)に関する報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書